

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| | |
|------------|---|
| 担当課 | 健康福祉部 こども家庭支援課 |
| 委託業務番号 | 令和5年度 長セ第29号 |
| 委託業務名称 | 長浜市パパママ・リフレッシュ託児業務及び利用料徴収事務委託 |
| 委託業務場所 | 長浜市八幡中山町477番地 風の街ビル2階 キッズパークながはま |
| 業務の概要 | 長浜市パパママ・リフレッシュ託児事業実施要綱に基づく長浜市在住の6か月～4歳未満の乳幼児の一時預かり託児業務について、民間活力導入のためのモデル事業として業務委託をするもの。 |
| 履行期間 | 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 |
| 契約年月日 | 令和5年4月1日 |
| 契約額(税込) | 単価契約(年額 3,120,000円) |
| 契約の相手方 | [所在地又は住所]長浜市八幡中山町477番地 [商号又は名称]株式会社イケダ光音堂 代表取締役 池田 淳一 |
| 契約相手方の選定理由 | 長浜市パパママ・リフレッシュ託児事業実施要綱に基づく一時預かり事業を実施している事業者が他にないため、一者随意契約とする。 |
| 根拠規定 | <p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>(1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないもの)をするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p> |